

作業員の負傷に関する労働基準監督署への報告漏れについて

平成17年5月13日

平成17年4月11日に当社宛に「平成16年11月に4号機の定期点検工事において、協力会社の作業員が足場から墜落する災害が発生したが、中部電力および元請工事会社に連絡されていない。」旨の文書が寄せられました。

事実関係を調査した結果、平成16年11月29日に定期点検中の4号機タービン建屋内（放射線管理区域外）において、当該協力会社の作業員の方（1名）が、解体中の仮設の足場（高さ約2.7m）から約1.5m下の配管上に滑り落ち、腰を打って病院で治療を受けていたことが分かりました。

滑り落ちた原因は、解体中の足場の固定が不十分であったため、足場が傾いたことによるものでした。

本事象は、被災者が治療のために休業を要したことから、労働安全衛生法に基づき、被災者が所属する協力会社から所轄の労働基準監督署に報告すべき事象でした。

このため、当社は、当該元請工事会社をとおし当該協力会社に対し、所轄の労働基準監督署へ今回の事象について、速やかに報告するよう指導しました。

これを受け、当該の元請工事会社および協力会社は、労働基準監督署へ事実関係の報告を行い、当該の協力会社は「労働者死傷病報告」を提出しました。

今回の事象について、5月12日に所轄の労働基準監督署より当該の元請工事会社および協力会社に対して行政指導がなされました。

浜岡原子力発電所では、作業中の負傷等については、速やかに当社および元請工事会社に連絡するルールになっていますが、本事象はいずれにも連絡されていませんでした。

このため、発電所内の全協力会社に対し、作業中の負傷等が発生した場合の連絡ルールについて、再徹底しました。

当社は、発注者として労働災害の防止に努めるとともに、発生した場合には、速やかに連絡を行うよう取り組んでまいります。

以上